

## 第一百六十六回

## 参議院内閣委員会議録第十四号

(二三五)

平成十九年五月十七日(木曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

五月十五日

辞任

尾立

源幸君

五月十六日

辞任

鈴木

政二君

郡司

彰君

松井

孝治君

五月十七日

辞任

松村

祥史君

大塚

直史君

黒岩

宇洋君

水岡

俊一君

藤原

正司君

秋元

司君

岸

鴻池

朝日

工藤堅太郎君

林

芳正君

犬塚

山谷えり子君

佐藤

泰三君

田村耕太郎君

竹山

裕君

議官

財務大臣官房審

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

補欠選任

辞任

尾立

源幸君

松井

孝治君

松村

祥史君

大塚

直史君

黒岩

宇洋君

水岡

俊一君

藤原

正司君

秋元

司君

岸

鴻池

朝日

工藤堅太郎君

林

芳正君

犬塚

山谷えり子君

佐藤

泰三君

田村耕太郎君

竹山

裕君

議官

財務大臣官房審

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

補欠選任

辞任

尾立

源幸君

松井

孝治君

松村

祥史君

大塚

直史君

黒岩

宇洋君

水岡

俊一君

藤原

正司君

秋元

司君

岸

鴻池

朝日

工藤堅太郎君

林

芳正君

犬塚

山谷えり子君

佐藤

泰三君

田村耕太郎君

竹山

裕君

議官

財務大臣官房審

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

補欠選任

辞任

尾立

源幸君

松井

孝治君

松村

祥史君

大塚

直史君

黒岩

宇洋君

水岡

俊一君

藤原

正司君

秋元

司君

岸

鴻池

朝日

工藤堅太郎君

林

芳正君

犬塚

山谷えり子君

佐藤

泰三君

田村耕太郎君

竹山

裕君

議官

財務大臣官房審

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

補欠選任

辞任

尾立

源幸君

松井

孝治君

松村

祥史君

大塚

直史君

黒岩

宇洋君

水岡

俊一君

藤原

正司君

秋元

司君

岸

鴻池

朝日

工藤堅太郎君

林

芳正君

犬塚

山谷えり子君

佐藤

泰三君

田村耕太郎君

竹山

裕君

議官

財務大臣官房審

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

補欠選任

辞任

尾立

源幸君

松井

孝治君

松村

祥史君

大塚

直史君

黒岩

宇洋君

水岡

俊一君

藤原

正司君

秋元

司君

岸

鴻池

朝日

工藤堅太郎君

林

芳正君

犬塚

山谷えり子君

佐藤

泰三君

田村耕太郎君

竹山

裕君

議官

財務大臣官房審

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

補欠選任

辞任

尾立

源幸君

松井

孝治君

松村

祥史君

大塚

直史君

黒岩

宇洋君

水岡

俊一君

藤原

正司君

秋元

司君

岸

鴻池

朝日

工藤堅太郎君

林

芳正君

犬塚

山谷えり子君

佐藤

泰三君

田村耕太郎君

竹山

裕君

議官

財務大臣官房審

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

補欠選任

辞任

尾立

源幸君

松井

孝治君

松村

祥史君

大塚

直史君

黒岩

宇洋君

水岡

俊一君

藤原

正司君

秋元

司君

岸

鴻池

朝日

工藤堅太郎君

林

芳正君

犬塚

山谷えり子君

佐藤

泰三君

田村耕太郎君

竹山

裕君

議官

財務大臣官房審

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

補欠選任

辞任

尾立

源幸君

松井

孝治君

松村

祥史君

大塚

直史君

黒岩

宇洋君

水岡

俊一君

藤原

正司君

秋元

司君

岸

鴻池

朝日

工藤堅太郎君

林

芳正君

犬塚

山谷えり子君

佐藤

泰三君

田村耕太郎君

竹山

裕君

議官

財務大臣官房審

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

に国民の大きな利益につながるわけですから、これはもう絶対に成功させなくてはいけないと、こう思うわけであります。この中身をいろいろと見させていただいて、やっぱり簡素で効率的な政府をつくるのは人間ですから、枠組みはできているんですけども、その中で人間がどういうふうに動いていくのかなど、目標をどういうところに置いているのかというのが本当に見えにくいという法案ですので、今日はそういった観点から幾つか質問をさせていただきます。

まず、目標なんですか。政策金融約九兆円、この貸付金をGDP比で半分にするという目標ですね、平成十八年の行政推進法の四条一項二号、これはもう関係機関を統廃合した時点で既に達成されたことになります。具体的には、日本政策投資銀行、商工中金、そして公営企業金融公庫、この三つが外れた段階でもう達成されるということになってしまったわけですが、目標としてはいかがなものかなと。実際に新しい枠組みになると貸出し残高が減っていくと、景気が悪くなるて、さあ一生懸命やろうというときに、もうできたら目標が達成してしまっていると、これはちょっとどうなかなと。ただ単なる看板の掛け替えになってしまふんではないでしょうか。大臣、どうですか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 今回の一連の政策金融改革が実現をしますということは、これは単なる看板の掛け替えとは大違いでございます。

かつて日本の金融の中で統制金利で行われていた時代もございました。いわゆる護送船団方式と言われる、銀行の免許や出店規制を盾に取つて金融の世界を官がコントロールするという時代が非常に長く続いてきました。それでもございましたように、一九七〇年のころは全貸付残高の一割ぐらい、バブルの初期、八六年ぐらいで、一割ぐらいという時代もございました。その後、日本経済がバブル崩壊からデフレに見舞

われて政策金融のシェアが上がつたわけでござりますが、御案内のように、護送船団型行政とは決別をしたわけでございます。

したがつて、国民のお金をいかに有効に効率的に運用していくかということにおいて、やはり大き過ぎる財政資金による政策金融というのはあくまで民業補完に徹するべきではないかと、その必要性は認めるにしても、必要最小限のものにすべきであるというのが今回の目標設定の根幹にあることございます。

したがつて、この統合が実現をいたしますと、民業補完の観点から次の政策金融のあるべき姿についての不斷の見直しを行つていくわけでございまして、国会の審議も踏まえながら、私どものところの行政減量・効率化有識者会議のワーキンググループをつくりましてその見直しを行つていくことをございます。

○大塚直史君 午前中の会議でも、景気が良くなると貸出し残高が減っていくと、景気が悪くなると必然的に政策金融がやっぱり活躍する余地が出てくるというようなお話をだつたと思うんですけれども。

まず、今の制度の見直しということについて、大臣、不斷の見直しとおっしゃっていますけれども、実際のこの制度の見直しは附則四十七条二項によると五年後に行うという悠長さんでけれども、これはちょっとといだけないと思うんですねけれども、こんなことで本当に緊張感持つてできました。いわゆる護送船団方式と並んで、銀行の免許や出店規制を盾に取つて金融の世界を官がコントロールするという時代がございました。これは、この法案においてきちんとガバナンスを利かせる仕組みができるんでございます。

○国務大臣(渡辺喜美君) これは、この法案においてきちんとガバナンスを利かせる仕組みができるております。新公庫においては、民間的手法によれば、民間企業会計や会計監査による監査の実施、取締役会や監査役による企業的組織運営による透明性の高い効率的な運営をそういう枠組みで目指すと、こういうことでござります。

そうした中で、評価委員会による再評価も運用上行われてまいりますし、先ほど申し上げました行政減量化・効率化会議のワーキンググループに

おいても不断の見直しを行つていくわけでござりますから、五年たたないと見直しをやらないということではなかろうと思います。

○大塚直史君 もう一つの観点は、頭に株式会社と付いておるわけですね。民業補完ということでも、しかも頭に株式会社をつけて効率化を図つてますと、株式は全額政府の所有で、しかも必ず要なときは政府出資がある、あるいは無利子の貸付けがある、そして会社法の各種の適用除外があるというような形で、もちろん株式会社という名前は付いているんですけども、とても株式会社の倒産と背中合わせになつて緊張感を持ってやっていくというような枠組みには思えないわけがありますが、これどうして株式会社にしたんですか。

○副大臣(林芳正君) 新しい新公庫の法人形態でございますが、まず政策金融は必要なものを残すということで、引き続き必ず政府としてこの業務をやつていただきかななければならないという基本原則がござります。

その上で、今委員が御指摘のありましたように、ガバナンスを発揮する、また透明性の高い効率的な事業運営の実現をするということを両方実現するためには何があるのかと、こういう検討をしました結果、この株式会社でありますけれども、正に委員が御指摘になりましたように政府が全額株式を持つてているというような形にしたわけございませんか。

○国務大臣(渡辺喜美君) 縦割りの弊害を除去することは、これはもう当然のことだと思いますね。四つの機関を一つに統合いたします。先ほど申し上げましたように、ガバナンスを利かせるためににはいろんな角度からチェックをしていく必要がありますので、勘定区分は分けますけれども、お客様の利便性を考えたときには、縦割りであつては利便性が向上しないわけありますから、当然のことながらワンストップサービスや、それぞれの機関が蓄積したノウハウを持ち寄つてビジネスマッチングをやつたり、コンサルティングをやつたりしてもらうわけでございます。したがつて、数値目標というのとはちょっと違つたレベルでこういったことの評価は行つていかなければならぬと思います。

いすれにしても、シナジー効果が發揮をされ、例えばもう既に中小公庫のお客様の中には海外展開をしておられるところが相当ございます。言つ

零細企業からスタートした、国金からお金借りた、次第に大きくなつて中小公庫から借りるようになつた、さあ今度は海外展開だ、じゃその輸銀のノウハウを借りて世界に飛び立つていくというようなことがあつたつて、それはもうジャバパニーズドリームで大いにあつてしかるべきだと思うのをございます。

したがつて、そういうことがこれから縦割りの弊害を小さくしていく、除去していくことによって大いに可能になつていくことを我々は期待をしておるところでござります。

○大塚直史君 どうも大臣のお答えを聞いているところ、箱と一緒にして全員が同じ会社にいればそういうシナジー効果が自然に出てくるような、そんな、甘いといいますか、とてもそんなものじゃないと私は思うわけであります。

縦割りの弊害を打破するということは、もう長年の我が國の課題でありまして、いまだにそれはとてもではないけど打破できないわけですかね、箱と一緒にしたぐらいでそう自信を持つていただいたのはちょっと困るなどいうふうに思つたけれども、これも地元で話をいろいろ聞きますと、皆さん大変心配しておられる。もうただでさえ今地方が景気悪いのに、これから一体どうなつっていくんだというような、皆さん心配を持つておられるんですね。

中を読むと、地方の創意工夫だとかあるいはいろいろいいことが書いてある。国から見ると、国は新たな出資、保証及び人、物、金のすべての面における関与を行わない、こう書いてあるわけですが、株式会社にして箱だけ替えるというのとはこれは違うなと思うんですが、しかし一方、地方は大丈夫かなと、こう思うんですけれども、副大臣、こちらの方のこれからまずは御決意をお聞かせください。

○副大臣(大野松茂君) 住民生活に密着した社会資本の整備、殊に上下水道であるとか病院あるいはまた交通などでございますが、これらにつきましては引き続き地方公共団体が行う必要がございます。これらの事業に対する、民間からの調達が難しい長期あるいはまた低利資金のニーズは極めて高いものと認識をいたしているわけであります。が、これらの資金を供給することで、必要な社会資本整備を円滑に進めることができるだけではなく、公共料金負担の抑制にもつながるものと考えております。

そして、総務省といたしましても、貸付け対象事業の重点化も念頭に置きながら、今後とも、地方公共団体の御意見や、また事業の資金需要など踏まえまして、地方公共団体の資金調達に支障が生じないよう配慮してまいりますと同時に、地方の方のニーズにこたえていく、その決意でございます。

○大塚直史君 質問通告の七番から十一番までは飛ばします。午前中に大変詳しい財務省の関連の質疑がございました。

ここで一言だけ申し上げておきたいのは、主計局が平成十六年度に作っていただいた国の財務書類、これが大変使い勝手がいいということを一言申し上げておきたいと思います。これだけいろいろなところにかかわってくる法案を、これだけを見てもかなり全体像が分かっていくと。ただし、こんな薄いものじゃなくて、やつぱり、今回もお願いしたんですが、貸倒引当金の内訳ですとか、そういうこともしっかりとこの中に今後は入れていっていただきたいということを希望をしまして、十二番の方に飛びたいと思います。

附則の第十九条の評価委員が行おうとしておりますデューデリジェンス、これの内容を聞かせていただきたいんですけども。午前中からデューデリジェンス、デューデリジェンスという話があるんですが、これやる人間は評価委員がやるといふふうに聞いています。評価委員というのは、発起人としての役割のみで経営とか管理には関与しま

ないと、こう聞いておるんですが、これはどうな  
んでしようか。新経陣陣がここにもう既にかか  
わって、現状をしつかりと自分でも把握をして将  
來の設計図を一緒にかいていくというのがデュー  
デリの当然の姿だと思うんですけれども、その辺  
いかがでしようか。

○政府参考人(大藤俊行君) デューデリジェンス  
に関するお尋ねでございます。

まず、行革推進法におきまして、政府が現行の  
政策金融機関の統合を行うに際しまして、現行政  
策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価  
し、新政策金融機関との他現行政策金融機関の業  
務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂  
行する上で必要がないと認められる資産で政府の  
資産に係るものについては、これを国庫に帰属さ  
ることという規定がございます。この規定等を踏  
まえまして、日本政策金融公庫法案第十九条で  
デューデリジェンスに関する規定を設けていると  
ころでございます。

ということでおございまして、新公庫が現行政策  
金融機関から承継する資産及び負債の評価につき  
ましては公正性、透明性が確保されることが重要  
でございまして、公正中立な第三者である外部専  
門家を含めた評価委員会がその資産及び負債の価額  
を厳正かつ詳細に評価することとしております。  
資産及び負債の評価は、企業会計原則にのっとり  
行うこととなります。個別具体的な資産及び負債  
の評価の方法について、今後設置される  
評価委員会において定められることとなると考え  
ております。

○大塚直史君 大臣、そういうことなんですか  
ど、要是現状がどうなつているのかをしつかりと  
把握すると、正にそれに尽きるという今のお答え  
なんですね。

私は、それだけではやっぱり大変もつたないな  
といふか、将来の負担が増えていく一方ではない  
かなという気がするんですよ。その一つのいい例  
がこの在沖縄米海兵隊、八千名の海兵隊員と家族  
九千名のアーム移転にかかる費用、これの負担

の件なんですね。合計で百一億ドル、一兆円を超えるんですが、このうち日本側が六十一億ドル、約七千億円、これをJ B I Cを通して手当てをすることになっているんですね。

これで一番不思議なのは、国際協力銀行が、今度はグアムにある事業主体、ここではS P Eと呼んでいるんですが、ここに再度出資をするということになつてているんですが、この事業主体が株式会社になるのか特殊法人になるのか、日本法人なのかあるいは米国法人なのか、そういうことも一切決まってないんですね。要は、国際協力銀行が事業主体に出資をしますよ、それだけ決めて、あとは法案が通つてからデューデリジェンスも行う、そしてこれから事業設計もしていくといふ、こういう今格好になつてているわけですね。

そこで、いろいろあるんですが、まず伺います。この予算請求はどういう形で行つていくんでしょうか。

○大臣政務官(大前繩雄君) 海兵隊のグアム移転に伴う施設、インフラの整備に係る経費の日本の分担金、今おつしやいましたとおり六十・九億ドルでございますけれども、これは民活事業の導入によって四・二億ドルの節約が見込まれるから実際には五十六・七億ドルということになつております。そのうち、政府による直接的な財政支援は二十八億ドル、出資が十五億ドル、融資等が十三・七億ドルということでアメリカ側と合意しておるわけでございます。

日本の分担額というのはあくまで検討段階におけるアメリカの見積りでございますので、あくまで概算でございます。このために、日本の分担に係る事業を実施するに当たりましては今後日本側で具体的な事業スキームや積算の細部を精査する必要がございますので、その上で所要の予算要求を行つて国会の審議を受けていくということになるわけでございます。

したがいまして、どのような形で予算措置をしていくかにつきましては、現時点では具体的に申し上げることはできないというところでござります。

す。

○大塚直史君 現時点でどういう予算請求をしていくかということは決められないというお答えなわけです。しかし、もう交渉は既に始まっているわけですね。米軍が出てきた家族住宅の一つのたき台として、一住宅当たり日本円にして約八千万円という大変高額なものがまずたき台として持つてこられたと。日本の方は、この事業主体がどういう法人になるのか、そもそもこのアム準州の法人税が三五%なんですけど、現地の法人になるのか日本の法人になるのかすらもまだ決まっていないと。

ということは、要するに、交渉のテーブルに着くときには後手後手になつて相手のベースに今はまつてしまつていて印象を私は受けているんですけれども、例えば、この新公庫の法人税、事業所税、これは非課税措置を規定しているんですが、アムの米軍基地関連業務を行うSPEにもこれは適用されるんでしょうか。

○大臣政務官(大前繁雄君) この法案で非課税措置が規定されておりましたのは日本政策金融公庫に対してもございまして、同公庫が出融資を行つて事業主体、おつしやいましたSPEにつきましては非課税措置を規定するものではないと承知をいたしております。

現時点では、事業スキーム等について日米間で協議中でございますが、いずれにいたしましても日本が、つまりこの事業主体の税負担ができるだけ少なくなるように措置をしてまいりたいと。米国法人にするのか、日本法人にするのか、あるいは株式会社にした方がいいのか、あるいは特殊法人にした方がいいのか、こういうことはアム準州の課税方針をもつと研究していかねばならないわけでございまして、そこら辺りしつかりと今度取り組んでいきたい、そのように考えておるわけでございます。

○犬塚直史君 課税方針はそれほど難しい話ではないわけでして、法人税三五%で固定資産税が掛からないとか、あるいは外国法人の場合は利子の

支払に源泉税が掛かるとか、そんなに難しい話ではない、調べればすぐ分かる話であつて。

何を言いたいかといいますと、デューデリジエントでいろいろ調べるんだよと、今現状の負債とかそういうもののしっかりと数字を確定すると、いうのはいいんですけど、これだけ大きな改革をやるときに、少なくとも日本に有利になるような形で、もう一步踏み込んだ調査をして、最も有利な形で投資ができる、あるいは経営ができる形にはまつてしまつて思つんですけど、この辺は、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(渡辺喜美君) JBIGに成り代わつて御答弁申し上げますというわけにもいきませんので、行革大臣の立場としては、いたずらに国民負担につながるようなことにならないようにウオッチをしてまいりたいと考えます。

○大塚直史君 是非お願ひをしたいと思います。それでは、配付をしました資料を見ていただきまます。

まず、行革担当の方に伺います。

人員の削減は何名ぐらい予定されているんでしょうか。

○政府参考人(大藤俊行君) まず、今後人員の削減に取り組んでいくわけでござりますけれども、既に五年間で五%以上の人員の純減又は人件費の削減を行うということがなつております。これに加えまして、本店の間接部門の一元化等によりまして、円滑な業務遂行に必要な職員は確保しつつ、更なる縮減の努力を行つていただき、できる限り行革推進法に基づく削減に上乗せをしていただきたいと考えておるところでございます。

まず、具体的な目標につきましては、新公庫の経営責任者に業務の効率化の視点からよく御検討いただくことになると考えております。行政改革推進本部といつしましても、行政減量・効率化有識者会議にワーキングチームを設けていただきたいと見ていただきたいと考えております。

○犬塚直史君 時間がなくなりましたので、最後

ます。

○大塚直史君 今、人員削減の目標は五年間でお持ちなんですか。これ一つ心配なのは、例えば地元に行つて、中小零細企業の人たちに対する融資は今までさえもそれほどみんな頼りにしている感じはないんですね。最終的に頼りになるのはやっぱりサラ金かなと、そんな感じがするぐらい地元は大変苦労をしているわけなんですか。

この新公庫の縦割りを防止して、しかも人員削減の計画を実施していくのはいいんですけども、一体これを、ガバナンスを、だれが責任を持つてリーダーシップを振るつて、必要なところは残す、あるいは増やしていく、人員削減はこういうところを行つていくということを、だれがガバナンスは最終的に責任取るんでしょうか。

○政府参考人(大藤俊行君) ガバナンスについてのお尋ねでございます。したがいまして、それぞれの政策分野に責任を持つ主務大臣がきちんと業務実施を監督していくこととしております。ただし、新公庫の運営がこれから国際金融まで多様な業務を担つております。したがいまして、それぞれの政策分野に責任を持つ主務大臣がきちんと業務実施を監督していくこととしております。ただ、新公庫の運営が縦割りになつてはならないことは当然でございまして、シナジー効果の発揮に努めて人員の削減等を円滑に進めていくことが必要であると考えております。

このため、各主務大臣が相互に緊密に連携し、新公庫が経営責任者の下で一体的な組織運営を行えるよう指導監督を行つていくことが必要であると考えております。主務大臣の間の円滑な連絡調整の在り方につきましては、新公庫の発足までにきちんと主務大臣間で検討、整理していただくことが肝要であると考えております。政府の行政改

革推進本部といつしましても、運営が縦割りとなるようなことがないようにしつかりと監視していくこととなります。

○犬塚直史君 時間がなくなりましたので、最後にします。

四月二十四日の内閣委員会で林大臣が、JBICの起債時にどういう、格付は今までのとおりで、マーケットがリアクションするのかというよ

うなことについては不明であると、よく分からぬというような趣旨の答弁をされました。この点は統合のデメリットと考えてよろしいんでしょうか。○副大臣(林芳正君) 衆議院の方で調達のお話をさせていただきましたが、マーケットが最終的には判断をするという趣旨で申し上げましたので、今はよりも良くなるのか悪くなるのかも含めて、これはマーケットが御判断いたぐと。しかし、我々といたしましては、新しい公庫の経営陣になるべくいろんな組合せをやつてマーケットの状況をよく見て、午前中のお話をもちましたように、大きくなるわけですから、資金調達としてはより一層いろんな点で有利になるところもあるわけございます。そういう点を含めて、有利になるよう効率的にあります。必ずいたがいたいということでございますので、必ずしもデメリットになるという意味で申し上げたわけではございません。

○犬塚直史君 JBIGの職員の人たちとほかの職員の人たちの給料を比べると、多分JBICの人はかなり高いんではないかと。それで、同じ株式会社になると。そうしたときに、給与の公平性、あるいはJBICの人たちの今まで取つていた給料をもつと伸ばしてあげなきゃいけないと思うんですけども、それに対するモチベーションというか、モチベーションと公平性をどういうふうに確保していかれるんでしょうか。

○副大臣(林芳正君) これは新しい公庫の経営陣が、それぞれの分野、またそれぞれの専門性を持つた方を一番いい形でモラールを持って働いていただけるよう適切にやつていただきと、今の時点できちんとやつていただきたいと、こう思つておるところでございます。

○犬塚直史君 終わりります。

○小川敏夫君 私は、農林漁業金融公庫が統合されることになつておりますので、農業分野の方から視点を当てて質問させていただきたいと思つております。

農業というのは、作る側の立場の人からいえば農業なんですが、国民全般からいえば、むしろ食料問題というふうにとらえております。私は選挙区は地元東京で、余り農業がないところですけれども、それでも農水委員会にいるのは、むしろ食料問題という観点でしつかりこの農業を支えていかなくてはいけないという考え方から取り組んでおるわけでございます。

そして今、日本の農業の現状、自給率が四〇%と大変低い状態でございまして、将来の展望が開けておるわけではございませんが、今国民の食料、自給率が四〇%ですから六〇%は輸入に頼つておるわけです。ただ、これが将来的にも輸入に頼るということで、国民の食生活が十分に安心できる状態になつていけるのだろうかという危惧を抱いております。

また、近年、アジアでも中国やインドの台頭ということがありまして、今石油や天然ガスのエネルギー分野、あるいは鉱物資源などで国際的にそれを獲得する競争があると、そういうことから言わば価格も上がつてているというような状況が生じているとは思いませんが、私は、間違いくらいにそろそろいつつあります。まだ農業分野、食料でそのような状況が来るんではないかと。

中国やインドが国民生活が豊かになれば、野菜しか食べない人が肉を食べるようになる、あるいは様々な食料を豊かにするようになるということになれば、これは必然的に食料を輸入することになつて、私はそう遠くない将来に食料問題でも今のエネルギーや鉱物資源のような国際的な獲得競争が生ずるんではないかというふうに不安を抱いております。

そうした中で、石油などは日本から出ないものは出ないんだから、これはある意味では手の打ち

ようがないわけですが、日本は農業、これはしっかりと支えれば国内で食料を供給できる、農業を振興できるということによつて、必ずしもすべてあります。

農業を大切にしたいというふうに思つておるんですが、そうじた観点から行革を進めるに当つても、農業はどうでもいいという考えは大臣を持つていらっしゃらないでしょうかけれども、その農業に対する大臣のお気持ちをまずお聞かせいただきたいと思いますが。

○國務大臣(渡辺喜美君) 実は、私自身、お米を作つておる人間でございます。売るほどたくさんは作つてないんでございますけれども、私の作るお米の食味点数は七十九点、百点満点ではございません、八十点満点でございます。したがつて、創意工夫をすることによって、日本の農業の可能性は無限大に広がっていくと考えております。

今農業が長期衰退産業のように言われるのには、日本が委員御指摘のように世界的なインフレ傾向の中でなぜデフレ傾向から脱却できないのかという問題も、私の長い間の課題の一つであります。

つまり、お米一つを取つてみても、日本ではお米を作る生産能力が恐らく一千万トンぐらいはあると思うんですね、正確かどうかは農水省に聞いていただきたいと思いますが。一方、消費者が食べるお米は八百六十万トンぐらいでしようか、大変な需給のミスマッチがございます。つまり、供給過剰ということになつてゐるんですね。一方、

後継者難に見舞われて耕作放棄地が埼玉県と同じくらいにあるという非常にミスマッチだらけの世界が今の農業分野なのではないでしょうか。したがつて、このミスマッチの解消ができるれば日本の農業は無限大で発展していくけるはずだ、私は強い信念を持っております。

今供給が過剰であるというんであれば、これ需要サイドを掘り起こしができればいいんですね。例えば、私の地元では人の数より牛の数の方が多いんじゃないとかえ言われていますが、もちろん人の数の方が多いわけでございますが、例えば牛乳の消費が落ちてしましました。ですから、酪農家などはもう生産したミルクを粉ミルクにして、捨てるか保存するかというようなことを迫られているわけでございます。

一方、香港辺りに行きますと、私が去年飲んだ牛乳は余りおいしくないです。これは牛乳ですかと聞いたら、これはモンゴルから輸入しているものでありますと言つていました。これは馬乳と違いません、いや、これは牛乳なんですよということなんですね。だったら、おいしい日本の牛乳を香港まで持つていつたらいいじゃないかと。香港の食材業者に聞いたら、ロンライフにしてくれれば幾らでも買いますと、こういう時代なんですね。

したがつて、これはいかに需要を付けるかといふことが一つの課題であつて、もう一つの課題は、やはり供給サイドを更にバージョンアップしていくことが必要かと思います。したがつて、この両面から需要と供給のミスマッチ解消策ができるれば、日本の農業の発展は飛躍的なものがあると思います。

つまり、お米一つを取つてみても、日本ではお米を作る生産能力が恐らく一千万トンぐらいはあると思うんですね、正確かどうかは農水省に聞いていただきたいと思いますが。一方、消費者が食べるお米は八百六十万トンぐらいでしようか、大変な需給のミスマッチがございます。つまり、供給過剰ということになつてゐるんですね。一方、

今日は、言わば農業の具体的な分野じゃなくて金融の面からお尋ねするわけでございますが、農業事業者が事業資金を必要とした場合、一般的には農地、農地はこれ自由に売買できるわけでありませんので、言わば換価性がないということで担保に入らないというような状況もございます。したがいまして、農業者が事業資金を借りるということは、金融公庫が農業を支えるという意味において金融の側面から果たしてきた役割は非常に大きいと私は理解しておりますが、大臣はその点の御理解はいかがでしょうか。

○國務大臣(渡辺喜美君) インフレのときには、お金を借りて長期資金を調達するという政策手段は非常に効果を發揮をしたと思います。一方、デフレ的な環境にあってお金を借りるということは、実は私の経済論からいきと余りお勧めできません。つまり、デフレ下にあつては借金というのは自動的に増え続けていつてしまうからでございます。インフレのときは借金した方が有利なんですね。しかし、デフレでは農産物価格が延々と下がり続けるというときに借金をすればどうなるか、借金の方が自動的に膨らんでいくことにはかならないわけでございます。

そこで、私が政府でなくして党の方にいた時代の話であつて、これは政府の見解ではございませんけれども、やはりデフレ的な環境の中では、融資という政策手段よりももっと効果的なところは根本を供給をすると、あるいは贈与という形でお金を流すという方がはるかに効果が高いんじゃないですかというような議論をした記憶がございました。

○小川敏夫君 事業者から見れば、お金借りるよりも、それは贈与してもらえばこんな有り難い話はない、これは別に農業に限らずどこでもそうだ

と思うのですが、ただ、農業にとって、つまり農林漁業金融公庫が言わば日本の農業を支える中で果たしてきた役割ということの意味をお尋ねしたんですが、ちょっとその大臣の答弁はインフレ、デフレの一般論だったような気がするので、そうすると、例えば余りデフレ下では金借りるのが好ましくないから、この農林漁業金融公庫は余り果たしてきた役割は少ないというふうに大臣はおっしゃられているんですか。

私は、そうじやなくて、インフレだつたとデフレだつたと、事業者に資金需要があればその要請にこたえてきた農林漁業金融公庫が果たしてきた役割は大きいと思っておるんですが、そこはいかがでしょう。

○国務大臣(渡辺喜美君) 私は、農林漁業金融公庫の役割が駄目だつたというようなことを言ったつもりは全くございません。農林漁業金融公庫の果たしてきた役割を評価した上で、足りなかつた政策として申し上げたつもりでございます。もちろんこれは、私が政府ではなくて党の方にいたときの議論であるということも申し上げました。

したがつて、農林漁業金融公庫がこれから統合後に果たす役割はもつと広がっていくと思うんですね。今まで農業という縦割りの世界で政策金融としてやつてきたわけでございます。一方、最近では建設業者がリースホールド方式で農業分野に参入をすると、こういう事例があちこちで特区をつくり、始まっているんですね。これは恐らく全国展開の様相を見せていても過言ではなからうと思います。

建設業者が、これは農業者ではありません、しかしそのリースホールド方式で農業を始めるという場合には、恐らく農林漁業金融公庫もお金を貸してくれると思うんですね。これからはもつとそういう縦割りの壁を低くしてもらえば、もつと遊休農地の多い地域にあってそいつた異業種の方が参入してくれるということになるんではないでしょうか。

建設業者なんというのは工事管理は非常に得意

ですからね。ですから、農地がばらばらにあつて最も、最近は農道が整備されていますので、多少離れたところにあつても工事管理さえきちんとできれば相当効率的な農業機械の使用が可能になるわ

けでございまして、そういう観点から見ても、農林漁業金融公庫が更なる地平を広げていくといふ可能性は大いに期待をしたいところでございま

す。

○小川敏夫君 大臣の答弁の中でも、農林漁業金融公庫が果たしてきた役割は大きいし、今後もその役割をきちんと継続していかなくてはいけないというふうにお伺いしました。

そこで、更に具体的にお尋ねいたしますが、今

回の統合によつて農林漁業金融公庫の業務のうち、株式会社日本政策金融公庫に引き継がれる業務とそれから引き継がない業務と、こういうふうに分かれる部分があるんでしょうか。もしもあるんであれば、どの分野を引き継ぎ、どの分野を引き継がないのか、御説明をお願いいたします。

○副大臣(林芳正君) 今大臣と先生のやり取りの

中で農業の特殊性、またそれに対する公庫の果たす役割、御議論があつたわけでございまして、そ

ういう議論を踏まえた上で業務の限定の議論をさせさせていただいたわけでございまして、正にそういうふうに思つても、言わば実際の統合する機関

といつても、どうも、新公庫法案の別表第四及び第五に具体的に規定をしているところでござ

ます。

○小川敏夫君 そうですか。いろいろ議論をした

う意味で資本市場からの調達ができない、こうい

う資金の貸付けということをまず限定をしたとい

うことと、それから食品産業の貸付けでございま

すが、中小企業者に対する償還期間が十年を超

える貸付け、これに限定をするということといたし

まして、それ以外の業務は新公庫がしつかりと承

継をするということにいたしたところでございま

す。この法案の別表の一の八号から十三号までに

具体的には明確に規定をしておるところでござ

ります。

○小川敏夫君 ほかには融資を受けられない分

野だけを引き継ぐというと、じゃ、ほかのところ

はもう農林漁業金融公庫の業務としては役割を終えて、民間なら民間から借りろ、あるいは農協か

ら借りりろ、こういうことになるわけでしょ

か。

○副大臣(林芳正君) 基本的には政策金融は補完に徹するという大きな全体の原則がござりますので、ほかでできる部分についてはそこでやつてたと、そこでできない部分を公庫でしつかりと補完をしていくと、こういう考え方であろうかと思います。

○小川敏夫君 どうも十年を超えるというようなことだけでなく、やっぱり先ほど言いましたように、そもそも農地は担保に入らないという特殊性がありますので、少し引き継ぐ範囲が狭いんじゃないかと私は思つてますが、そんなことはないんでしょうか。

○副大臣(林芳正君) ここは最終的にこの決めをいたしますときに、農林省並びに公庫の皆様方、また御利用いただいている皆様方からのヒアリング等を通じてこういう仕切りにしていただいたわけでござりますので、補完という原則に徹してこようのことになつたというふうな理解をしておるところでございます。

○小川敏夫君 そうですか。いろいろ議論をした

う意見はそれほど反映されていないんじゃないか

というふうに思つてます。

補完に徹するといつても、元々補完という以前にかなり融資は受けにくくと思うんですね。特

に、この農林漁業金融公庫は、長期でそれから低利

利ということが魅力といいますか、意味があつた

わけであります。農業といえば農協ということにならざるを得ません、農協の場合、必ずしもこの公庫に比べれば長期とか低利ということもない

んで、農業者にとって余り、なくはないとは言わ

ないけれども、メリットは公庫の融資を受けるほ

どは大きくなかったと思うんですが、これを十年

以上の分野に限定してしまつて補完といいます

と、十年以下の分野については全く放逐してしま

うといいますか、言わば金融支援の枠の外に置い

てしまふような気がして、少し農業者に対して冷たいのではないかと思うんですが、どうでしょ

う。

○副大臣(林芳正君) 済みません。さらさらと申

し上げましたので、あるいはちょっと言葉足らず

だったかもしれません、十年を超える貸付けの

方はこれは食品産業の部分だけでございまして、農林漁業者に対する貸付けの方は、資本市場から

の調達が困難な資金と、こういう限定でございま

すので、年限を問わずに貸付けて、だつたかもしませんが、十年を超える貸付けの

ものはこちらできちっとやると、こういうことで

ございます。

○小川敏夫君 ジヤ、その点は分かりました。

それで、その業務を引き継ぐということです

が、いわゆる長期それから低利ですね、特に低利で融資するという、こうした融資条件、これはこれまでと同じ姿勢で取り組んでいくということで

よろしいんでしょうか。

○政府参考人(大藤俊行君) 新公庫が農林漁業金融公庫から引き継ぎます融資業務に係る利率、償

還期限、据置期間の上限等につきましては、農林漁業金融公庫法と同様に、新公庫法案の別表第四及び第五に具体的に規定をしているところでござ

います。

したがつて、農林水産業向けの資金の融資条件

につきましては、引き続き、この別表に定められ

た金利や利率等の上限の範囲内で、政策の必要性を踏まえた主務大臣の適切な監督の下、定められ

ていくことになります。

○小川敏夫君 あと、全体の融資枠、これはどう

なんでしょうか。維持されるんでしようか、ある

いは将来的には縮小ということを考えているんでしようか。

○政府参考人(大藤俊行君) 農林水産業関係融資

を始めまして新公庫の融資の実施に当たりまして

は、行革推進法の審議の際に国会からいただきま

した附帯決議も踏まえまして、政策金融として果

すべき機能を的確に果たしていく必要があると

考えております。このため、新公庫の成立後、民



断にその政策金融が担つてゐる業務が民業補完の観点から適当かどうかということで検討を行つていくということございまして、これは農林漁業関係に限らず、すべての分野に及ぶものでござります。

それから、二項に五年ということで、公庫の成立後五年を経過した場合において云々と書いてございますが、これは今回、危機対応制度というのを整備しております。そこで、指定金融機関といふことで民間金融機関を指定いたしまして危機対応の業務を行つていただくということでございまして、この指定金融機関に係る制度について検討を加えるというものについて、五年をたつた後、その施行状況等を見ながら検討していくというところでございます。

○小川敏夫君 今農業は、言わば担い手、仕組みですか、一定の面積の農地を備えたものがこれか捨てられていくのではないというような不安を覚えている。現実に不安を感じている人が多いなつていくんでしようか。

正に今年から始まつておるわけですが、こうして政府の担い手として扱われない小規模あるいは個人の農業者に対する金融は今後どういうふうになつていくんでしょうか。

○政府参考人(中尾昭弘君) 農林漁業金融公庫の資金制度は、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画において明らかにされた政策目標を達成するため、意欲ある担い手の経営改善に必要な資金、また農業の生産基盤の整備に必要な資金、地域の振興に必要な資金、災害復旧に必要な資金など、多種多様の資金を用意をしております。

認定農業者以外の農業者につきましても、農業所得が過半となつてゐる農業者の経営改善に必要な資金を始めといつてしまして、その他の農業者に

おきましても、用排水路の改良、圃場整備、山村過疎地域の振興、農産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の整備、不慮の災害により被災した施設の復旧に必要な資金というように、利用できる資金が用意をされております。

これらの資金は農林漁業金融公庫から日本政策金融公庫に移管されることになつておりますので、今後とも必要な資金の確保に努めてまいりたいと考えております。

○小川敏夫君

ちょっともう一度確認したいんですが、そうすると、担い手とその担い手の対象にならない人と差はないということですか。それとも、差はあるけれども、一応担い手にならない農業者にも用意していると、こういうことです。

○政府参考人(中尾昭弘君)

私ども、担い手向けの資金といふものと、それから担い手でないけれども農業をやつておられる方々の資金、両方用意をしておりまして、例えばその貸付けの条件などにつきましては差異はございますけれども、それの方々に對した融資制度持つていて。これらは、今後ともそういう形で資金を用意していく

たいということでございます。

○小川敏夫君 農業者に対する金融で農協のこと

がまた大きなこれから話題になつていくと思うんです。規制改革会議は農協を信用と共済と経済

ですが、規制改革会議は農協を信用と共済と経済

と、こうした各事業に分割しようという方向で議論を進めているんではないかと思うんですが、この点は、この議論の状況、あるいは将来の方向等

を少し教えていただきたいんですけど。

○政府参考人(中尾昭弘君) 農協についての御質問でござりますけれども、農協につきましては、農業者の協同組織として大きな役割を有しております。この農協

が時代に即応した改革を進めていくことは当然のことであると考えております。しかしながら、農

協はあくまで組合員である農業者の相互扶助を目的に農業者自らが組織した民間団体でございまして、その改革も農協及びその組合員自らが行うべ

きものであると考えております。

現在、農協は、組合員の利便性の向上を図るとの観点から、経済事業、信用事業、共済事業などを総合的に営み、窓口を一元化したサービスを提供しているところでございます。こうしたことは組合員である農業者自らが選択したものであります。して、これら民間組織である農協の事業につきましては、国が強制的に分離分割を進める等、組織に入れるところでございます。

○小川敏夫君

じゃ、最後の質間にさせていただ

りますが、この農林漁業金融公庫の融資、大変有り難いんだけど、審査が期間が長くて、あるいは手続がやや煩瑣だという声もあります。今後、統合後の業務につきましてはそちら辺のところも是非改善していただければと思うんですが、取り組む考えはいかがでしようか。

○政府参考人(中尾昭弘君)

農林漁業金融公庫資金の融資につきまして、借受け希望者にとって過重な負担にならないよう、また分かりやすく使いやすいものとなるよう、融資手続の簡素化迅速化のための運用改善を行っていくこと、重要なことであるというふうに認識をしております。

このため、平成十九年度におきましては、ス

パーー資金で比較的小口の一定額につきましてステッキングの手法を活用することにより手続の簡素化を図る、また、融資審査期間につきましても最速一週間で無担保無保証人の融資の可否を判断すると、そういう仕組みを導入したところでござります。

○小川敏夫君 終わります。

新公庫への統合後も、担い手の育成確保を通じた国内農林水産業の体质強化を早急に進めるため、農林漁業の方々にとって使いやすくなるよう、引き続き資金の借り入れ手続の簡素化、また迅速化に努めてまいりたいと考えております。

○小川敏夫君 終わります。

○委員長(藤原正司君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、犬塚直史君が委員を辞任され、その補欠として郡司彰君が選任されました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(藤原正司君) 引き続き質疑を行います。

皆様御存じのように我が国の中小企業は雇用の四分の一、そして企業数でいきますと九九%、私たちの経済、産業を支える一番大きな基盤となっています。また同時に、次の世代を支える新しい手続がやや煩瑣だという声もあります。今後、統合後の業務につきましてはそちら辺のところも是非改善していただければと思うんですが、取り組む考えはいかがでしようか。

○政府参考人(中尾昭弘君)

農林漁業金融公庫資金の融資につきまして、借受け希望者にとって過重な負担にならないよう、また分かりやすく使いやすいものとなるよう、融資手続の簡素化迅速化のための運用改善を行っていくこと、重要なことであるというふうに認識をしております。

このため、平成十九年度におきましては、ス

パーー資金で比較的小口の一定額につきましてステッキングの手法を活用することにより手続の簡素化を図る、また、融資審査期間につきましても最速一週間で無担保無保証人の融資の可否を判断すると、そういう仕組みを導入したところでござります。

○政府参考人(中尾昭弘君)

農協についての御質問でござりますけれども、農業者の協同組織として大きな役割を有しております。この農協が時代に即応した改革を進めていくことは当然のことであると考えております。しかししながら、農協はあくまで組合員である農業者の相互扶助を目的に農業者自らが組織した民間団体でございまして、その改革も農協及びその組合員自らが行うべきものであると考えております。

○委員長(藤原正司君)

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、犬塚直史君が委員を辞任され、その補欠として郡司彰君が選任されました。

イン工場、住宅工場、そして食品メーカーを伺つてきました。しかし、もうその三つとも中小公庫や商工中金の支援で事業をどんどんどんどん拡大された方々です。

その中で印象に残りましたのは、先ほど渡辺大臣から香港で牛乳の話をおつしやられましたよね、その中の一社が名前を言いますとふうどりーむずという会社がございまして、今赤字なんですが、国のお金でどんどんどんどん技術開発をして冷凍牛乳というのを開発しました。牛乳というのは凍らせますと脂肪分とたんぱく質が分解して飲めないんですよ。ところが、それをうまく凍らせる技術を開発しまして、今台湾とか、あとシンガポール、香港に売り出そうとしているんですよ。赤字なんですね、まだ。それでもリスクマネーを政府が提供しているからこそ、彼らは新しい分野に乗り出せるという状況でございまして、この政府系金融の役割何かということをやはりきちんと我々は議論しなければならないのではないかと思います。

私が一番冒頭にお聞きしたいのは、今後の政策

融資についてどうあるべきかということでございまして、新公庫の設立後においても、政府系金融として担うべき役割は先ほど申し上げましたように非常に重要じゃないかなと。例えばセーフティーネットの構築や事業の再生、また先ほど申し上げましたように、経営を革新していくことなど、この点につきましてはリスクが高く、民間金融機関では十分に対応できないと考えます。そのような点に資金を供給を行つてるのは政府系金融ではないかと考えるんですが。

例えば、中小企業は非常に厳しい状況にござい

まして、二〇〇六年の有利子負債の償還年数を見ますと、中小企業は十・六年ということで十年超しているんですね、有利子負債の償還年数が、十一年超すレベル。ちなみに大企業を見ますと四・七年ということで、半分以下なんですよ。ですか、非常に中小企業というのは資金繰り苦しいと

いう状況がまだ続いているということでございま

す。

私が考えますのは、この新公庫ができると、私がきちっとした基準をつくって、どんぶり勘定ではなくて見積もつておく方式という方向で考えておられますけれども、そういうことをきちっと手当をして新しい公庫が政策目的をきちっと実現をしていくようになりますと、そういうことを忘れないでくださいといふことをやつていかなければなりません。なぜなら、この政策金融としての位置付けがなくなってしまう。

今後とも、リスクに見合った金利よりも低い水準での金利の貸付けを行うことが必要だと考えます。そのためには当然ながら財政措置が必要でございます。その財政的な措置は必要十分に確保されるかどうかについてお答えいただきたいと思います。

○副大臣(林芳正君) 正に藤末先生おつしやられ

るよう、なかなか市場ではできないところ、これがきちっと政策金融として担っていくというの

が大変大事なことである、そういう基本的な考え方で今回の改革を行いましてこの法案を提出させました。新委員がおつしやつたように市中金利よりも低い金利水準を設定する、またなかなか取れないリスクを取ることとはできると思うんですけど

どちらも。

ちょうど市場が今あり、何が起きているかとい

うと、逆三角形なんですよ。大企業は市場でどんどん調達できますよ。ある程度、超ハイリスクな企業はまだ調達できますよ。ところが、ちょうど中間的なもの、売上高が百億円で利益を毎年五億円上げますよと、有利子負債が二十億円ありますという企業あります、実際に。そういう企業はできないんですよ、今、市場で調達は。逆三角形になつていてるんですね。大きくなればなるほど市場で資金を調達できますけれども、小さな企業は市場で調達できない。アメリカは逆です、これは当然。アメリカは小さい企業がどんどんどんどん何万社という、ピンクシートとかQボードとかいろいろあるじゃないですか、下の方の組織が。そういうのが日本はないんで、私は、そのリスクマネーが今調達できる仕組みがないままに政府系金融をどんどんどんどん細らせるんじやなく、これは是非林副大臣にお願いしたいのは、我

が日本の産業金融というか、中小企業金融含めて、全体像の金融システム、これは間接金融の中でも

要になるということでござります。

先ほどの議論でありましたように、あらかじめ

きちっとした基準をつくって、どんぶり勘定ではなくて見積もつておく方式という方向で考えておられますけれども、そういうことをきちっと手当をして新しい公庫が政策目的をきちっと実現をしていくようになりますと、そういうことを忘れないでくださいといふことをやつていかなければなりません。なぜなら、この政策金融としての位置付けがなくなってしまう。

今後とも、リスクに見合った金利よりも低い水

準での金利の貸付けを行つことが必要だと考えます。そのためには当然ながら財政措置が必要でございます。その財政的な措置は必要十分に確保されるかどうかについてお答えいただきたいと思

います。

○副大臣(林芳正君) 正に藤末先生おつしやられ

るよう、なかなか市場ではできないところ、こ

れをきちっと政策金融として担っていくというの

が大変大事なことである、そういう基本的な考え方で今回の改革を行いましてこの法案を提出させました。新委員がおつしやつたように市中金利よりも低い金利水準を設定する、またなかなか取れないリスクを取ることとはできると思うんですけど

どちらも。

ちょうど市場が今あり、何が起きているかとい

うと、逆三角形なんですよ。大企業は市場でどん

ど調達できますよ。ある程度、超ハイリスクな企業はまだ調達できますよ。ところが、ちょ

うど中間的なもの、売上高が百億円で利益を毎年

五億円上げますよと、有利子負債が二十億円あり

ますという企業あります、実際に。そういう企業はできないんですよ、今、市場で調達は。逆三角形になつていてるんですね。大きくなればなるほど

市場で資金を調達できますけれども、小さな企業は市場で調達できない。アメリカは逆です、これ

は当然。アメリカは小さい企業がどんどんどんど

んどんどんどんひづみが出てくるんじゃないかな

ということを申し上げさせていただきたいと思

います。

是非これはもう、林副大臣にお願いする話じゃ

ないかもしませんけど、金融システム全体の設

計の中でのこの政府系金融の在り方というものを

議論した上でこの政策の構築をしなければ、私はど

んどんどんどんひづみが出てくるんじゃないかな

ということを申し上げさせていただきたいと思

います。

○副大臣(林芳正君) 正に藤末先生おつしやられ

るよう、なかなか市場ではできないところ、こ

れをきちっと政策金融として担っていくとい

うの

が大変大事なことである、そういう基本的な考

えで今回の改革を行いましてこの法案を提出させ

ました。新委員がおつしやつたように市中金利よりも低い金利水準を設定する、またなかなか取れないリス

クを取ると。

ちょっと余談になりますけれども、今の香港の牛乳、大臣がおつしやつた話ですけれども、例え

ば資本市場でそういうリスクキャピタルを調達で

きないのかと、こういう観点からも検討した上

で、やはりそこは難しいという部分は何らかの政

策金融が果たす役割があるんではないかと私も

思つておりますけれども、そういう意味で、金利水準そ

の他いろいろなことについて政策的な措置を講じ

る必要があるというふうに我々も考えておるわけ

でございまして、そうした措置をとるためには、

当然市場よりも有利になるということで、今先生

がおつしやつたように、補助金等の財政措置が必

要になるということでござります。

先ほどの議論でありましたように、あらかじめ

きちっとした基準をつくって、どんぶり勘定ではなくて見積もつておく方式という方向で考えてお

られますけれども、そういうことをきちっと手当

をして新しい公庫が政策目的をきちっと実現をし

ていいようにするということでございまして、

もちろん国会の議決というのをいただいた上で予

算措置をしていく、こういうことになろうかと考

えております。

○藤末健三君 是非財政措置はしっかりとやつてい

ただきたいと思います。これがなければもう政策

金融というものが我が国に非常にもう存在しない

と同様になりますし、また林副大臣から今お言葉

がありました直接金融、市場を通した資金の調達

なんですから、正直申し上げてまだできな

いんです、我が国は。できていれば私は直接金融

にリスクを取ることはできると思うんですけど

これでも。

ちょうど市場が今あり、何が起きているかとい

うと、逆三角形なんですよ。大企業は市場でどん

ど調達できますよ。ある程度、超ハイリスクな企業はまだ調達できますよ。ところが、ちょ

うど中間的なもの、売上高が百億円で利益を毎年

五億円上げますよと、有利子負債が二十億円あり

ますという企業あります、実際に。そういう企業はできないんですよ、今、市場で調達は。逆三角形になつていてるんですね。大きくなればなるほど

市場で資金を調達できますけれども、小さな企業は市場で調達できない。アメリカは逆です、これ

は当然。アメリカは小さい企業がどんどんどんど

んどんどんどんひづみが出てくるんじゃないかな

ということを申し上げさせていただきたいと思

います。

○副大臣(林芳正君) 正に藤末先生おつしやられ

るよう、なかなか市場ではできないところ、こ

れをきちっと政策金融として担っていくとい

うの

が大変大事なことである、そういう基本的な考

えで今回の改革を行いましてこの法案を提出させ

ました。新委員がおつしやつたように市中金利よりも低い金利水準を設定する、またなかなか取れないリス

クを取ると。

ちょっと余談になりますけれども、今の香港の牛乳、大臣がおつしやつた話ですけれども、例え

ば資本市場でそういうリスクキャピタルを調達で

きないのかと、こういう観点からも検討した上

で、やはりそこは難しいという部分は何らかの政

策金融が果たす役割があるんではないかと私も

思つておりますけれども、そういう意味で、金利水準そ

の他いろいろなことについて政策的な措置を講じ

る必要があるというふうに我々も考えておるわけ

でございまして、そうした措置をとるためには、

当然市場よりも有利になるということで、今先生

がおつしやつたように、補助金等の財政措置が必

要になるということでござります。

先ほどの議論でありましたように、あらかじめ

きちっとした基準をつくって、どんぶり勘定ではなくて見積もつておく方式という方向で考えてお

られますけれども、そういうことをきちっと手当

をして新しい公庫が政策目的をきちっと実現をし

ていいようにするということでございまして、

もちろん国会の議決というのをいたいた上で予

算措置をしていく、こういうことになろうかと考

えております。

○藤末健三君 是非財政措置はしっかりとやつてい

ただきたいと思います。これがなければもう政策

金融というものが我が国に非常にもう存在しない

と同様になりますし、また林副大臣から今お言葉

がありました直接金融、市場を通した資金の調達

なんですから、正直申し上げてまだできな

いんです、我が国は。できていれば私は直接金融

にリスクを取ることはできると思うんですけど

これでも。

ちょうど市場が今あり、何が起きているかとい

うと、逆三角形なんですよ。大企業は市場でどん

ど調達できますよ。ある程度、超ハイリスクな企業はまだ調達できますよ。ところが、ちょ

うど中間的なもの、売上高が百億円で利益を毎年

五億円上げますよと、有利子負債が二十億円あり

ますという企業あります、実際に。そういう企業はできないんですよ、今、市場で調達は。逆三角形になつていてるんですね。大きくなればなるほど

市場で資金を調達できますけれども、小さな企業は市場で調達できない。アメリカは逆です、これ

は当然。アメリカは小さい企業がどんどんどんど

んどんどんどんひづみが出てくるんじゃないかな

ということを申し上げさせていただきたいと思

います。

○副大臣(林芳正君) 正に藤末先生おつしやられ

るよう、なかなか市場ではできないところ、こ

れをきちっと政策金融として担っていくとい

うの

が大変大事なことである、そういう基本的な考

えで今回の改革を行いましてこの法案を提出させ

ました。新委員がおつしやつたように市中金利よりも低い金利水準を設定する、またなかなか取れないリス

クを取ると。

ちょっと余談になりますけれども、今の香港の牛乳、大臣がおつしやつた話ですけれども、例え

ば資本市場でそういうリスクキャピタルを調達で

きないのかと、こういう観点からも検討した上

で、やはりそこは難しいという部分は何らかの政

策金融が果たす役割があるんではないかと私も

思つておりますけれども、そういう意味で、金利水準そ

の他いろいろなことについて政策的な措置を講じ

る必要があるというふうに我々も考えておるわけ

でございまして、そうした措置をとるためには、

当然市場よりも有利になるということで、今先生

がおつしやつたように、補助金等の財政措置が必

要になるということでござります。

先ほどの議論でありましたように、あらかじめ

きちっとした基準をつくって、どんぶり勘定ではなくて見積もつておく方式という方向で考えてお

られますけれども、そういうことをきちっと手当

をして新しい公庫が政策目的をきちっと実現をし

ていいようにするということでございまして、

もちろん国会の議決というのをいたいた上で予

算措置をしていく、こういうことになろうかと考

えております。

○藤末健三君 是非財政措置はしっかりとやつてい

ただきたいと思います。これがなければもう政策

金融というものが我が国に非常にもう存在しない

と同様になりますし、また林副大臣から今お言葉

がありました直接金融、市場を通した資金の調達

なんですから、正直申し上げてまだできな

いんです、我が国は。できていれば私は直接金融

にリスクを取ることはできると思うんですけど

これでも。

ちょうど市場が今あり、何が起きているかとい

うと、逆三角形なんですよ。大企業は市場でどん

ど調達できますよ。ある程度、超ハイリスクな企業はまだ調達できますよ。ところが、ちょ

うど中間的なもの、売上高が百億円で利益を毎年

五億円上げますよと、有利子負債が二十億円あり

ますという企業あります、実際に。そういう企業はできないんですよ、今、市場で調達は。逆三角形になつていてるんですね。大きくなればなるほど

市場で資金を調達できますけれども、小さな企業は市場で調達できない。アメリカは逆です、これ

は当然。アメリカは小さい企業がどんどんどんど

んどんどんどんひづみが出てくるんじゃないかな

ということを申し上げさせていただきたいと思

います。

○副大臣(林芳正君) 正に藤末先生おつしやられ

るよう、なかなか市場ではできないところ、こ

れをきちっと政策金融として担っていくとい

うの

が大変大事なことである、そういう基本的な考

えで今回の改革を行いましてこの法案を提出させ

ました。新委員がおつしやつたように市中金利よりも低い金利水準を設定する、またなかなか取れないリス

クを取ると。

ちょっと余談になりますけれども、今の香港の牛乳、大臣がおつしやつた話ですけれども、例え

ば資本市場でそういうリスクキャピタルを調達で

きないのかと、こういう観点からも検討した上

で、やはりそこは難しいという部分は何らかの政

策金融が果たす役割があるんではないかと私も

思つておりますけれども、そういう意味で、金利水準そ

の他いろいろなことについて政策的な措置を講じ

る必要があるというふうに我々も考えておるわけ

でございまして、そうした措置をとるためには、

当然市場よりも有利になるということで、今先生

がおつしやつたように、補助金等の財政措置が必

要になるということでござります。

先ほどの議論でありましたように、あらかじめ

きちっとした基準をつくって、どんぶり勘定ではなくて見積もつておく方式という方向で考えてお

られますけれども、そういうことをきちっと手当

をして新しい公庫が政策目的をきちっと実現をし

ていいようにするということでございまして、

もちろん国会の議決というのをいたいた上で予

算措置をしていく、こういうことになろうかと考

えております。

○藤末健三君 是非財政措置はしっかりとやつてい

ただきたいと思います。これがなければもう政策

て、リストに応じて必要な貸倒引当金を適切に計上しておるところでございます。また、二十年の十月の統合に当たっては、資産評価委員会において貸倒引当金を含め現行機関の資産全般を評価の上で、日本政策金融公庫に適切に引き継がれることになると思思います。

今お話をありましたように、新公庫に引き継がれた貸付金は新公庫においては管理され、貸倒れが生じた場合には、基本的にはあらかじめ計上された貸倒引当金によつて適切に対処されると、このようを考えております。

○藤末健三君 ちょっとと追加の質問を申し上げますけど、私この間新潟に伺ったときに、新潟で洪水が起きたんですよ。そうしますと、機械がもう泥に埋まつて動かなくなつていて。そうすると、機械を買い換えるべきでないんですね、もう修理できないんで泥に埋まつてもう水浸しで。そのときには融資したのが中小公庫と、あと商工中金なんですよ。恐らく、彼らが貸されたものについては非常にリスク高いと思うんですよね。一時期工場が止まつてしまつて、それからたしか二ヶ月、三ヶ月で機械を導入できて復活できたということをおつしやつていきました。遅れたらもう契約が切れちやうらしいんですよ、対応が遅れる

もしだけ大きな災害が起きたときに、相当大きなりスクマネーを提供しなきやいけない状態が生じると思うんですよ。そのときも責任を持って政府はやるかどうかというのは非常に重要なと思うんですけども、その点、いかがでございましょうか。

○副大臣(林芳正君) 正に今、まだ現行の商工中金が、委員がおつしやつたように、災害で、例えば台風のときですとか、新潟県の中越地震があつたときとか、また鳥インフルエンザのときとか、いろんな対応をしていただいております。また、政投銀もBSEのときにそういう災害復旧や運転資金の供給等をやつておりまして、こういった機能はなかなか民間で急に、いろんな災害や緊急時

が起こつたときにすぐというわけにいかないわけ

でございまして。

正に今回の法案にも民間の金融機関を活用した危機対応制度というものを規定をいたしまして、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズムというのも入つておりますが、若しくは感染症などの危機による被害に対処するために主務大臣がこの認定をすると、どういう場合に認定するかというと、一般の金融機関が通常の条件により貸付け等を行うことが困難であるという場合、また指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要

であるということを認定した場合にこのシステムを作動しようと、こういうことにしてあるわけでございます。

また、今申し上げました商工中金それから政投銀は今度は民営化の方向に向かつていくわけでございますが、これはもう自動的に指定したものとみなすということで、この危機対応の仕組みに最初から入つていただくと、こういうことになつておるわけでございまして、今委員が御指摘になつたように、とつさのときになかなか民間では行けないところを政投銀やこの商工中金を使って、また更にそれを広げて民間の銀行指定ということ

で、指定したところに今度は政策、この株式会社日本政策金融公庫がいろんな援助をすることによってそういう対応をきちっとしていくということをこの法案に入れたところでございます。

○副大臣(田中和徳君) 今、林副大臣から丁寧な御答弁がありまして、我が省も同様の考え方を持つております。

○藤末健三君 是非、財務省には資金の手当てをお願いしたいと思います。

恐らく、私は金融公庫の方々とお話をしていく感じますのは、政府の後ろ盾がもうきちんとつたときとか、また鳥インフルエンザのときとか、いろいろな対応をしていただいております。また、政投銀もBSEのときにそういう災害復旧や運転資金の供給等をやつております。こういった機能はなかなか民間で急に、いろんな災害や緊急時

うかというのが僕は大きな違いだと思いますので、もうそこはきちんと政府が支えるということをやつぱり明確にしていただきたいんですけど、田中大臣、いかがですか、これでよろしいですか、副大臣。

○副大臣(田中和徳君) 今回のこの新しい制度のスタートに当たりまして、今委員からもいろいろお話をございましたし、はつきり言うと信頼の問題であり、使う立場でどのようにしっかりとお話をございましたし、はつきり言うと信頼の問題であり、使う立場でどのようにしっかりとお話をございましたが、危機対応につきましては、先ほどお話ししましたように、いかに早く危機から立ち直つていただくかというのではなく、非常に重要なことは非常に早く危機から立ち直つて、今の御指摘はもう十分踏まえて対応していきたい、このよう思つております。

○藤末健三君 次に、林副大臣にまたお聞きしたいんですけど、先ほど危機対応についても前向きな発言を本当にありがとうございました。また、同時に、危機対応ということを言いますと、災害や貸し渋りという話もございませんけれど、今は数がちょっと減つてしまつたけど、大規模な倒産の連鎖倒産というのがござります。古くはマイカルグループの問題とか福助の問題等がございました。そういう大規模な倒産による連鎖倒産みたいなものを防ぐという意味での危機対応、これについてはいかがでございましょうか。

○副大臣(林芳正君) あらかじめこういうケースはというのはなかなか言いにくいところがございまして、その都度きちっと判断をしていただくと、こういうことになろうかと思ひますが、今、藤末先生がおつしやつたマイカルや福助というのは、先ほど私がちょっと御紹介を申し上げました商工中金が対応した例で、大型の企業の倒産関連ということで対応した事例の中に含まれているものでござります。

そういうものも含めまして、商工中金や政投銀、民営化の方向に向かつてもこの枠組みの中でやられるようにといふこともあつて、こういう危機対応制度をつくつたわけでございまして、そういう企業の大型倒産に際しての、どうしても取引の中小企業といったものの資金繰りが厳しくなると、こういうところにきちっと手当てをすると

いたことや、貸し渋り、金融システム不安対応と、また先ほどお話をありましたような鳥インフレンザのような危機的な状況と、こういうところにも対応してまいつたわけでござりますので、この危機対応、新しくつくる制度についても、こうした対応実績をきちっと参考として主務大臣に適切に判断していっていただきたいと、こう考えておるところでございます。

○藤末健三君 私、危機対応にちょっとここだわりがあるんですが、危機対応につきましては、先ほどお話ししましたように、いかに早く危機から立ち直つていただくかというのではなく、非常に重要なことは非常に早く危機から立ち直つて、その新潟でお聞きしたのも、本当に素早く融資をいただき、もう数か月で機器を入れ替えて稼働できたから取引先を失わずに済んだということをおつしやつていただきます。早さが大事だと思います。その新潟でお聞きしたのも、本当に素早く融資をいただき、もう数か月で機器を入れ替えて稼働できたから取引先を失わずに済んだということをおつしやつていただきます。早さが大事だと。ですから、一回もう間が延びて立ち上がりが始まると、その間にもう取引先を失つてしまふということをまた教えていただきまして、私は本当にそれはもう寒感させていただきました。

そこで、私はその危機対応に対する手順というのが非常に重要じゃないかと。特に早く資金提供を行わなきやいけないのでないかと考えております。例えば、現状におきましては、災害のときにおいては災害救助法の適用がなされた翌日から特別相談窓口ができるようになつています。そしてまた、企業倒産のときは、民事再生手続の申立ての翌日から特別相談窓口ができるということです。その結果が起きたとき、また倒産の翌日から対応ができるようになつてゐるという状況でござります。

特に、地方の方の話をお聞きしていますと、地方のある程度、東京から見たら小さいかもしれませんけれども、ある程度の企業が倒れますと、もう一つもない連鎖が起きる可能性が非常に大きい。そのような中で、迅速な対応がこれからも求められると思うんですけれども、これはここがポイントでございまして、個別の危機に対して一々

閣僚会議に諮る”ということが起きますと迅速な対応ができるなくなるんじやないかなと思うんです  
が、今後も今までのよう、災害救助法が適用された翌日から特別窓口で相談するとか、あと、企業が倒産した場合、連鎖倒産を防ぐために民事再生手続の申立ての翌日から特別相談窓口を設置するような迅速な対応が可能かどうかということをお答えいただけませんでしょうか。お願いいたしま

○藤末健三君 是非とも引き続き迅速な対応ができるようにお願いしたいと思います。やはり実際に現場の中小企業の方のお話なんかをお聞きしますと、政府系金融機関の危機対応のサポートというのではなく民間にはできないというのはもう明確でございます。明確です、これは。ですから、引き続き危機対応の手順も迅速にやっていたいと思います。

思つてはいたことを今財政当局の副大臣から御答弁がありましたので、重ねる必要はないと思いますが、けれども、今まで果たしてきた機能、商工中金や政策投資銀行等のやつてきたところを踏まえて、念頭に置きつつ必要な財政措置等いうのを検討していくたい、我々もそういうふうに考えておるところでございます。

○藤木健三君 やはり、特に今地方の経済、正直申し上げてそれほどまだ元気じやないというか、まだまだ疲弊していると思います。私の故郷は能登郡でござります。

ローアップするのは、やはり中小企業の融資の力で、割合八割を支える民間金融だと思います。

今私がいろいろな地方の金融機関の方にお話を聞いていますと、これは正直申し上げて、金融庁の検査は何か厳しくやり過ぎじゃないかな?というところも少しはあると思います。私は専門家じゃないですから余り申し上げる立場じゃございませんけれども、あるんではないかとは思います。もし地方の例えば災害とか連鎖倒産が起きそろなときに、民間金融機関が迅速な対応をしたと

変大事なところでございまして、せっかくお金を供給したのに、一週間遅れたのでもう意味がなくなつたということはあつてはならないことであると我々も認識をしておりまして、お尋ねの関係の閣僚会議というものは、政策金融改革に係る制度設計という、これは閣議決定をいたしたもので

工中金が完全民営化を、今回の国会で法案が審議され、多分実施されると思いますし、あと政策策金融機関の縮小による穴埋めということをやらなければいけないんじやないかということを思つておきたいと思います。

本というところなんですかけれども、この五、六年で熊本に本社を置いている上場企業はもう何社も倒産しているんですよ、実は。そのたびに地方経済は大混乱という状況でございまして、この状況を経験した人間、地方のやつぱり方々にとっては、皆様地方から来られた方が多いと思うんですね。

そして地方の産業、企業を支えたというときに自己資本比率の低下をして動けなくなるという懸念が私は正直あると思います。一生懸命地元の企業の危機を救つたのに金融機関は金融庁から早期は正措置など厳しい措置をとられるということが起きますと、恐らくこの民間金融機関が王道

が、そこに記載はされておるんですか、法案そのものには書いてございません。法案には、先ほど申し上げましたように、主務大臣が認定をすればすぐできると、すぐというのを書いてございませんが、認定をすると、こう書いておりますので、閣議決定した、内閣総理大臣を長として、関係大臣等が参画する閣僚会議というのは、あくまで開催することができるというふうになつております

ります。そのしつかりとした穴埋めというのではなく、これまで商工中金とかが行っていた危機対応の対応と同じ水準の金利でなければいけないんではないかなどと考えるわけでございますが、これもまた、今までと同様的な危機対応金利の水準を維持するとしてますとやはり財政措置が必要となると思いますが、その財政措置につきまして、見解はいかがでございましょうか。これは田中副大臣と

連鎖倒産は防げますよと、もし災害があつても太  
丈夫なんだよという安心感はやはり政府が付与し  
なきやいけないと思いますので、是非とも明確に  
これを伝えてほしいです、中小企業の方々に。安  
心してくださいと、危機があつてもちろんと政府  
が見るんですよということをきちんとお伝えして  
いただきたいと思うんですけど、林副大臣、いか

を握る危機対応というのは機能不全になるんではないかなと思うわけでございますが、この点につきまして金融監督行政上配慮が必要じゃないかということにつきまして、是非、金融担当政務官の田村先生、あと林副大臣ですか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○藤末健三君 是非ともその考え方は徹底していくので、必要に応じて開催することを検討していくということにならうかと、こういうふうに思っていますので、基本的な考え方としては、委員がおつしゃったように迅速に対応するということが大変大事であると我々は考えております。

林副大臣にお聞きしたいと思います。お願ひします。

がでございましょうか。

いうのがしっかりと書かれていまして、指定金融機関が危機対応業務の一環として貸付けを行う場合は、その利子補給ですか損失補償ですか、こわをしつかりやるということになつていまして、ただ、この詳しい内容は今後政令等で主務省庁がしつかり金付を重ねていくことになると思ひます。

たがきたいと思います。運用になつたら、できる  
だからやりましたというふうになつちゃいますと  
とんでもないことになりますので、この場でもき  
ちゃんと、もうこれはできるであつて、やりません  
よといいうぐらいのことをちょっとおっしゃつてい  
ただきたいんですけど、よろしくお願ひいたしま  
す。

の制度的な手当てを行つておるところでござります。  
財政措置については、商工組合中央金庫や日本政策投資銀行などの政策金融機関がこれまで果たしてきた危機対応機能を念頭に置きつつ、今後必要な措置が検討されることになるものと考えております。

しゃる皆様方にとっては生命線とも言えるべき部分でござります。

我々としても、この法案を可決いただきますれば、その広報、政府全体としてきちっと取り組んでまいりたいと、こういうふうに思つております。

す。ですので、その中で、金融庁としても円滑な対応を阻害しない形でしっかりと対応することを今頭にきっちりやついていきたいと思います。

あと、ちょっと金融庁が今やっていることをお伝えさせていただきますと、済みません、大臣もちょっとと今まで金融庁にいらっしゃったので、済みません。間接金融と直接金融で市場全体で二点

○副大臣（林芳正君） 正に委員も役所におられましたのでよく御存じであろうと思いますが、危機

○副大臣(林芳正君) 私の方からお願ひしようと  
以上でござります。

金融機関が初めの早い時期にわざと支えるということが重要だと思うんですけど、その後をフォ

ルリスクマーケットをしつかり育てていこうという話をされたんですけど、先生御案内のとおり

既にもうやつておりますし、金融審の方でもも詰問会議の方でも専門的な審議会をつくりまして、資本市場、そしてまた市場型間接金融を使って証券取引所の改革、新興市場を含めた、それをやつて

いくこと、スコアリングモデルですかシングルカードローンですか動産担保ですか、そういうことも通じて、言われたようなミドルリスクマークетをしつかり頑張つてやつてまいりたいと思いますので、今後とも御指導よろしくお願ひします。

○副大臣(林芳正君) 田村政務官からもう御答弁あつたとおりであろうと思いますが、自己資本比率というものは分母と分子で計算をいたすというふうに私もうる覚えで覚えておりますので、なるべく影響しにくいような、この日本政策金融公庫としてのお手伝いの仕方というものをきちっと考えていくことが一つあるかと、こういうふうに思っておりますけれども、金融府の方でもそ

うに思つておりますけれども、金融府の方でもそく影響しにくいような、この日本政策金融公庫としてのお手伝いの仕方というものをきちっと考えていくことが一つあるかと、こういうふうに思つております。

○藤末健三君 是非、田村政務官におかれましては、先ほど私が申し上げたミドルリスクマーケットに直接金融の資金を提供するというのを是非確立していただきたいということ、もう一つお願ひは、市場の国際競争力を付けてほしいと思うですよ。正直言つて、今のままだとまずいと思いまますよ、私は、我が国の市場は。もうNYSEとかSSEとか、僕はシンガポールにも負けるんじゃないかなと心配しております、ちなみに。といふことをちょっと思つてますので、是非とも審議していただきたいということ、もう一つお願ひは、リスクを補完するという話は法にいつも書いていただき有り難いと思うんですけれども、結局は省令とか検査マニュアルの世界なんですよ、これは。検査マニュアル、省令に書かれても、現場の検査官が使わなければ全く意味ないですよ、全く意味ないです、これ。ですから、現場まで徹底するというのを是非政務官にお願いしたいと思

います。

もう既に中小企業検査マニュアルございますよね。これも正直申し上げて、きちんとなされてい

るかどうか僕はちょっと疑問だと思つています。ケートローンですか動産担保ですか、そういうふうに思つてます。実際にマニュアルにはそう書いてあるけれども、本当にそれが適用しているのかというのは正直疑問でござります。でも、是非政務官のイニシアチブで、我が國の本当に雇用の四分の三を支えている中小企業に適正な金融が行われるようにやつていただきたいと思つます。もうずっと下がり続けてるんですよ、

今。これをちょっと状況を変えてください。民間金融機関は中小企業への貸出しを減らし続けているという状況でございますので、この一因としてはやはり私は金融庁の監督の問題もあるんではなかいかと思いますので、是非とも政治のイニシアチブでやつていただきたいと思つております。

○藤末健三君 是非、田村政務官におかれましては、先ほど私が申し上げたミドルリスクマーケットに直接金融の資金を提供するというのを是非確立していただきたいということ、もう一つお願ひは、市場の国際競争力を付けてほしいと思うですよ。正直言つて、今のままだとまずいと思いまますよ、私は、我が国の市場は。もうNYSEとかSSEとか、僕はシンガポールにも負けるんじゃないかなと心配しております、ちなみに。といふことをちょっと思つてますので、是非とも審議していただきたいということ、もう一つお願ひは、リスクを補完するという話は法にいつも書いていただき有り難いと思うんですけれども、結

二%。アメリカは高そうな気がしますが、イギリスは一〇%、フランスは二二・一%なんですよ。

もう三倍から四倍の開きになつてます。でも、是非政務官のイニシアチブで、我が國の本当に雇用の四分の三を支えている中小企業に適正な金融が行われるようにやつていただきたいと思つます。

例えば、日本アプライドリサーチの調査によると、開業するときの最大のネックは何か、苦労するところは何かという質問がありまして、その一番、ナンバーワンはやっぱり資金調達なんですよ。開業の問題点は、四八・七%の方々が資金調達で開業が大変だったんだということをお答えいただいている。実際にデータを見ると、開業者に対する政府系融資の割合は大体開業者の二割から三割ぐらいおられるんですね。それだけの効果をもつてます。もうずっと下がり続けてるんですよ、

この新公庫法案の審議の中においても、衆議院においてはその旨が附帯決議で決議され、渡辺行革担当大臣から、その附帯決議についても、その趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じますという答弁をいただいているところでございます。それにもかかわらず、今月の九日に開催されました経済財政諮問会議の民間議員から、これは民間議員でございますが、民間議員からの資料においては、政策金融全体としての縮減目標、削減目標の設定を行うべきではないかということが記載されています。

○大臣政務官(田村耕太郎君) 衆議院の委員会に付されました附帯決議、これをしつかり尊重するという立場でございます。ありがとうございます。

○藤末健三君 是非ともしつかり、こちらの参考院でも議論ございますので、私は、政府系金融機関の削減目標を機械的に決めるべきではないということを提言させていただきたいと思います。

先ほどお話ししましたように、なぜかと申しますと、まず一つ大事なことは危機対応でございます。

○大臣政務官(田村耕太郎君) 今度は経済財政担当の立場でお答え申し上げます。

先生も今言われましたとおり、衆議院の内閣委員会の方でそのような附帯決議が付されたという

諮問会議の方なんですかね、これも先生も御案内のとおり、有識者議員ペーパーといいますのは、有識者議員が諮問会議の議論のたたき台として議論に資するという形で有識者議員の責任に

おいて作るペーパーでございます。これは政府の立場、政府の見解ということではございませんので、国会軽視と、そういうことには当たらないと、そういう見解でございます。

○藤末健三君 田村政務官にお聞きしたいのは、これはやはり、あくまでも政府としては政策金融の全体の削減目標を機械的に決めることはないということでよろしいんでしょうか、引き続き、お願いします。

○大臣政務官(田村耕太郎君) 衆議院の委員会に付されました附帯決議、これをしつかり尊重するという立場でございます。ありがとうございます。

○藤末健三君 是非ともしつかり、こちらの参考院でも議論ございますので、私は、政府系金融機

関の削減目標を機械的に決めるべきではないということを提言させていただきたいと思います。

先ほどお話ししましたように、なぜかと申しますと、まず一つ大事なことは危機対応でございます。

○大臣政務官(田村耕太郎君) 今度は経済財政

担当の立場でお答え申し上げます。

先生も今言われましたとおり、衆議院の内閣委員会の方でそのような附帯決議が付されたという

ことは十分承知しております。

○大臣政務官(田村耕太郎君) 今度は経済財政

担当の立場でお答え申し上げます。

先生も今言われましたとおり、衆議院の内閣委員会の方でそのような附帯決議が付されたとい

うことは十分承知しております。

でございます。お金を融資を受けるときに、第三  
者保証人を付けなければお金を貸しませんよとい  
うことがずっと長い間我が国の金融の慣習だつた  
わけでござりますが、商工中金や今中小公庫の話  
を聞いていますと、ほとんどもうすべて第三者保  
証人は取つていないとということになつてゐる。そ  
してまた、信用保証制度につきましても、昨年四  
月から第三者保証人を取ることをやめたという状  
況になつております。しかしながら、金融公庫に  
おきましてはまだ引き続き多くの第三者保証人を  
取つてゐるのではないかということを聞いており  
ます。これはデータ調べましたけれども、データ  
はなかつたです、私が調べた範囲では。  
この国民公庫における第三者保証人を不要とす  
るこの融資制度、今取り込んでいますよといふこ  
とをお聞きしてはいますけれども、実際に経営者  
本人以外の第三者という定義で置いて第三者保証  
を全く取つていないとこれが明らかになつて  
いる融資の残高ベースはどのくらいあるのかとい  
うこと、実績を教えていただきたいということこと  
と、その第三者保証人を取つていないという融資  
の全体に占める割合がどのくらいあるかといふこ  
とを財務省にお聞きしたいと思います。よろしく  
お願ひします。

資、つまり無保証の融資及び経営者本人の保証によるものは、平成十七年度のフローで件数では一九・八%、金額では二四・八%となつております。

○藤末健三君 田中副大臣にお聞きしたいんですけれど、完全に無担保というか無保証のやつはどの以上でござります。

くらいいなんですか。  
ちなんに、もし御存じた  
ら教えていただけませんでしょうか。

十八年度で二一%という数字でございます。  
○藤末健三君 これは、いろいろ判断はあると思  
いますけれど、やはり無保証の枠を増やすような

動きは進めていただきたいなと思います。  
やっぱりお聞きしたとおり、第三者保証の枠の  
シェアが大体四割ぐらい占めていますし、あと完全  
全無保証というのは一割ぐらいしかないわけですね。

よね、そうしますと。今データを見ますと、上場している大企業の倒産件数というのは二〇〇二年ベースで二十九件あったものが二〇〇六年には二十六に減っている。こう一二二六、大企業の倒産は二

倒産といふのはずっと増え続けてゐるんですよ。だデータを見ますと、負債額が五千万円以下の企業の倒産はどんどん減つてゐるという状況でござりますが、たゞ一九九九年の四月一日現在で、まだ一千五百六十九社の倒産がござります。

やつぱり倒産が起きていると何が起きるかと申しますと、保証されている方々は全財産を失うこともあるということをございまして、非常に厳しくい状況に置かれてしまうということをございます

ので、この無保証、保証のやり方、特に私がこれだけわっているのは第三者保証でございますけれど、そういう、国民公庫におきましてこの第三者保証をなくすという方向をまず進めていただきたいと思います。

なうのでございますが、パーマ屋を始めたといふことがございまして、この国民公庫の、零細といふのは失礼な言い方ですけれど、小さなやつぱり事業者の方々を支える力というのは非常に重要なうので、より一層やっぱり社会のために役立つような仕組みに変えていただきたいと思つ

ておられます。  
もう一つ質問ございますのは、国民公庫において本年度から第三者保証を不要とする融資制度の拡充を図ることをお聞きして、その取組は

非常に評価できると私は考えますが、他の政策策定機関等との取組と比較しますと、商工組合や、私は中小公庫とかの話を聞きていますと、それと比較しますとまだ取組が遅いと考えます

が、今後、国民公庫におきまして第三者保証人を取らない融資を一層拡大していく必要があると考えますが、それにつきまして田中副大臣の御見解

○副大臣（田中和徳君）　御指摘のとおり、個人保証だとか担保に過度に依存しないで適切に融資判断を行うというようなことが重要だと私も考えて

おるところでござります。  
こうした認識の下で、国民生活金融公庫においては、従来から無担保無保証人の経営改善貸付け等に取り組んできておりまして、さらに十三年七月

月に創業者向けの無担保無保証人の新創業融資制度、さらに十五年一月に第三者保証人等を不要とする融資を創設し、更に取組を進めてきたところ

今後とも、国民生活金融公庫においては、借り手のニーズを踏まえ、無担保無保証人融資制度や第三者保証を必要としない融資制度を推進をしてまいります。

まいりたいと思っております。  
以上でござります。

進めさせていただきたいと思います。  
これは登録をしていないんですけど、田村政務官にちょっと質問がございまして、私は、ちょっと

臣のときに、大分金融庁の中も今の大臣が改革されまして、今まで、確かに危機対応の中で生まれた省庁でしたので、どちらかというと預金者保護、投資家保護という色彩が濃かつたかもしませんが、これから、一応メガバンクの不良債権が終わって、安倍政権全体の政策として、製造業だけじゃなくてサービス産業の生産性を上げなきやいけない。その中で、代表的なサービス産業としては金融にもっと活力を持ってもらわなきゃいけないということで、金融イノベーション、金融産業の、金融産業立国ですね、こういうものを目指していこうということを副大臣でいらっしゃったときには渡辺大臣と私がお仕えさせていただきまして、山本大臣とともに三人で、そして金融庁の中の幹部の方、いろんな方がいろいろ活躍いただきまして、今先生が言われたようなことをしつかり取り組んでおりますので、またあれでしたらいろんな資料もお届けしますので、宣伝も頑張りますので、どうか御理解いただきたいと思います。

○藤末健三君 是非頑張ってください。

私が最後に申し上げたいのは、今回この政府系

金融機関、民営化、統合という話はでておりませんけど、まずは、全体的な枠組みの中でどうあるべきかという議論がまだまだ不足しているのではないかということ、そしてもう一つは、やはり政府の役割は市場の失敗、市場でできないところをどう補完するかということに尽きたと思いまして、その機能は必ず維持していただきたいということを申し上げまして、質問を終わらさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(藤原正司君) 他に御発言もないようですが、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより順次採決を行います。

まず、株式会社日本政策金融公庫法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(藤原正司君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(藤原正司君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、秋元司君から発言を求められておりますので、これを許します。秋元君。

○秋元司君 私は、ただいま可決されました株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党及び国民新党的各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、両法律の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

一、株式会社日本政策金融公庫(新公庫)の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのためには必要かつ十分な財政措置等を講ずるとともに、欠損金処理を行う場合には、透明性を確保しつつ、これまでの政策遂行のために行われた貸付けにより生じたコストについては、適切に財政措置等を講ずること。

二、新公庫においては、過度な担保主義・保証人主義からの脱却を図り、特に、第三者保証を必要としないようにすること。

三、新公庫においては、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を引き続き適切に果たすため、政府開発援助の円借款等との有機的な連携を図りつつ、国際協力銀行部門の対外的信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制の下で可能となるよう、適切な人材の確保を含めた体制の整備に努めるとともに、国内部門の勘定と収支相償原則に基づく国際部門の勘定とを明確に区分すること。

四、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。

二、新公庫の組織設計・運営に当たっては、統一の挙手を願います。

三、新公庫の組織設計・運営に当たり、特に、生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いことや公衆衛生の向上に資する事業であることを踏まえ、引き続いき、きめ細かい対応が行われるよう、十分に配慮すること。

四、新公庫が国民生活金融公庫から承継する教育資金貸付の貸付対象範囲の見直しにより、民間金融機関からも新公庫からも貸付けを受けられない層が生ずることのないようにすること。

五、中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々の経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度においてメニューを新設・拡充するなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めるここと。

六、新公庫においては、過度な担保主義・保証人主義からの脱却を図り、特に、第三者保証を必要としないようにすること。

七、新公庫においては、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を引き続き適切に果たすため、政府開発援助の円借款等との有機的な連携を図りつつ、国際協力銀行部門の対外的信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制の下で可能となるよう、適切な人材の確保を含めた体制の整備に努めるとともに、国内部門の勘定と収支相償原則に基づく国際部門の勘定とを明確に区分すること。

八、危機対応体制について、新公庫における

機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な者に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずるなど制度の運用に万全を行くこと。

また、指定金融機関が的確に危機対応を行

い得るよう、金融監督行政において十分に配慮し、柔軟性を持つた対応を行うこと。

九、新公庫の貸付残高に係る数値目標の要否の議論は、現場の意見を尊重し、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、内外の経済金融情勢の変化等を十分に踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行い、機械的な目標設定はしないこと。

十、新公庫の業務の在り方の見直しに当たっては、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合効果についても十分に検証を行うこと。

以上でございます。

○委員長(藤原正司君) ただいま秋元君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(藤原正司君) 全会一致と認めます。

よつて、秋元君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡辺国務大臣から発言を認められておりますので、この際、これを許しました。

ただいまの決議に対し、渡辺国務大臣から発言を認められておりますので、この際、これを許しました。

また、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。

また、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。

また、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。

○国務大臣(渡辺喜美君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(藤原正司君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

平成十九年五月二十五日印刷

平成十九年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇